

宿舎の移転・再配置計画について

平成19年2月13日
財務省四国財務局

1. 移転・再配置検討対象地域

第3回有識者会議(18年10月26日)に提出された作業方針(別紙)に基づき、23区外の宿舎の移転・再配置について、政令指定都市等(高松市)を中心に採算性を考慮した検討対象地域を検討。

○当局における移転・再配置検討対象地域

高松市のうち地価公示価格が13万円以上の地域

1. 対象地域

18年度以降今後10年の売却収入額を目安を念頭に、地価水準、採算性を考慮しながら、政令指定都市を中心に廃止対象宿舎を検討

2. 廃止基準

23区内の宿舎に関する報告書の考え方を踏まえ、各地域の実情を勘案し、原則として以下の基準により廃止対象宿舎を選定

- 法定容積率に対する利用率が5割未満の宿舎
※ 都市計画上の建築制限、利用が制限される敷地の部分等を考慮
- 小規模敷地(1,000㎡未満)に所在する宿舎
- 老朽化した宿舎
※ RC造 経年が30年以上のもの
- その他都市再生等への活用が考えられる土地に存在する宿舎
※ 耐震診断の結果、早急に建替えが必要なものも含む。

2. 廃止基準の考え方

(第3回有識者会議(18年10月26日)に提出した基準と同じ。)

- 法定容積率に対する利用率が5割未満の宿舎
※ 都市計画上の建築制限、利用が制限される敷地の部分等を考慮
- 小規模敷地(1,000㎡未満)に所在する宿舎
- 老朽化した宿舎
※ RC造 経年が30年以上のもの
- その他都市再生等への活用が考えられる土地に存在する宿舎
※ 耐震診断の結果、早急に建替えが必要なものも含む。

3. 移転・再配置計画の枠組み

① 必要戸数の考え方

- 18年6月の有識者会議報告書において、宿舍措置率を現在の40%から10年間で33%とする方針に準じ、措置率を廃止対象宿舍の8割にすることに加え、未入居戸数分を減算することを基本とする。

② 計画期間の考え方

- 平成19年度～平成27年度(廃止決定は平成25年度まで)

(注)計画の実施に当たっては、特定国有財産整備特別会計を活用。